

(第65号議案)

中野区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第2条 (略) (職員の定数)	第1条～第2条 (略) (職員の定数)
第3条 職員の定数は、 <u>2,100人</u> とし、その内訳は、次に掲げるとおりとする。	第3条 職員の定数は、 <u>2,000人</u> とし、その内訳は、次に掲げるとおりとする。
(1) 区長の事務部局の職員 <u>1,932</u> 人	(1) 区長の事務部局の職員 <u>1,832</u> 人
(2) 議会の事務部局の職員 18人	(2) 議会の事務部局の職員 18人
(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 136人	(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 136人
(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人	(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人
(5) 監査委員の事務部局の職員 6人	(5) 監査委員の事務部局の職員 6人
2～3 (略)	2～3 (略)
第4条 (略)	第4条 (略)
<p>付 則 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	